

一般事業主行動計画

安心して育児休業を取得できる環境をつくるための方策を検討する。

1 計画期間：令和 3年 10月 1日から 令和 8年 9月 30日までの5年間

2 内 容：

(目標 1)

育児休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。

■ 目標を達成するための方策と実施時期

令和 3年10月～ 提供情報内容の検討

令和 3年11月～ 情報提供の実施

(目標 2)

育児休業期間中、定期的に事業所に関する情報を提供する。

■ 目標を達成するための方策と実施時期

令和 4年 4月～ 提供情報内容の検討

令和 4年10月～ 情報提供の実施